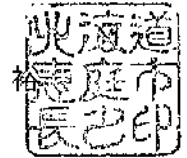


恵庭市文化功労者表彰条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年7月1日

恵庭市長 原 田



恵庭市条例第16号

記

恵庭市文化功労者表彰条例の一部を改正する条例

恵庭市文化功労者表彰条例（平成14年条例第20号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条・第2条（略） （表彰の種類） 第3条 表彰の種類は、次の各号に掲げるものとする。 （1）文化賞 <u>文化の向上発展に関し、特に業績の顕著な個人又は団体</u> （2）文化奨励賞 <u>文化の向上発展に関し、業績が認められ、かつ、今後の活動が特に期待される個人又は団体</u> （3）文化振興賞 <u>文化の普及発展のため長年にわたり尽力し、その業績が特に顕著であると認められる個人</u> （功労者 <u>表彰審査委員会</u> ） 第4条（略）	第1条・第2条（略） （表彰の種類） 第3条 表彰の種類は、次の各号に掲げるものとする。 （1）文化賞 _____ （2）文化奨励賞 _____ （3）文化振興賞 _____ （4） <u>青少年文化賞</u> （文化功労者表彰審査委員会） 第4条（略）

